

赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 令和2年1月29日（水）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 第2委員会室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
 - (1) 令和2年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
 - (2) その他
- 5 閉会あいさつ

(資 料 目 次)

1	令和2年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	1～7
2	令和元年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込	8
3	令和2年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算表	9～11
4	赤穂市国民健康保険事業年次別推移表	12
5	国保制度に関する用語の解説	13
6	赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿	14

令和2年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響を受け、医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、働き方の多様化等を踏まえた社会保険適用拡大などの影響による被保険者数の減少などにより保険税収入の大きな伸びは見込めず、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

国保は、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしていますが、低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いといった構造的な課題を抱えており、財政基盤の強化を図る必要があります。

このような状況の中、国保制度を将来にわたり持続可能な保険制度とするため、平成30年4月に施行された新制度では、ともに保険者である県と協議を重ねながら、県内における保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）という保険制度の理想を目指し、県と市町が共通認識のもと、一体となって国保の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進していくこととなりました。

市町村においては、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担いながら、人生100年時代を見据え、給付と負担の見直しなどの医療保険制度の変革に的確に対応するとともに、保険者の責務を十分に認識し、今後の医療費の動向等を見極めながら、適正かつ安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組むことが求められています。

参考（令和2年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直し	(令和2年4月施行)
	医療分：61万円→63万円 ・ 介護分：16万円→17万円	
2	低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し	(同上)
	① 5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	(改正後) 基準額 33万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	② 2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	(改正後) 基準額 33万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
3	診療報酬本体(+0.55%)・薬価等(△1.01%)の改定	(同上)

2 令和元年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

ア 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にあります。市単独支援額18,665千円を含む一般会計繰入金399,163千円の繰入れなどにより、所要の財源を確保することができました。

- イ 税率等改正の結果、保険税の総額は、833,153千円となる見込みです。
- ウ また、平成30年度の繰越金176,162千円については、保険給付費等交付金（県費）の返還金などに充当し、残り100,932千円については財政調整基金に積み立てました。
- エ その他、県支出金である普通交付金（保険給付費に要する費用）及び特別交付金（保険者努力支援交付金等）については、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。
- オ 以上により、歳入総額は、5,431,889千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮し、当初1人当たり費用額を、

- ・一般被保険者 437,943円（前年度決算見込比 5.65%増）
- ・退職被保険者等 542,850円（ ” 20.03%減）

総費用額で、4,429,700千円（前年度決算見込比3.46%増）と見込みましたが、決算見込みとしては、

- ・一般被保険者 455,157円（前年度決算比 8.54%増）
- ・退職被保険者等 814,600円（ ” 35.67%増）

総費用額は、4,498,745千円（前年度決算比4.00%増）で、当初見積りに比べ、一般被保険者は1.72%増、退職被保険者等は62.49%減となっています。

また、国保会計が負担する一般と退職の療養給付費は、3,282,286千円（前年度決算比3.44%増）となる見込みです。

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,327,982千円（前年度決算比3.76%増）となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,396,889千円（前年度決算比1.36%増）と見込んでいます。

(3) 差引

結果、35,000千円の剰余金を見込んでいます。

3 令和2年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。

このような状況の中、令和2年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に積算し、対前年度決算見込比1.24%減の4,442,952千円と見込んでいます。

イ 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、平成30年度においても県下の市町の中で上位となっており、このための対策は引き続き重要な課題であります。

ウ 医療費の増加傾向への対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に

向けた保健事業を第2期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

エ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じた面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 保険税率等の改正方針

令和元年度の保険税率等については、国保の県単位化による影響で一定以上保険税が上昇する市町に対する県からの激変緩和措置が講じられたことなどからいったん据え置きとし、中・低所得者の負担軽減を図るため、基礎分について課税限度額の引上げ相当分をもって所得割税率の0.10%引下げを行いました。

令和2年度については、被保険者間の保険税負担の公平性確保の観点から、法令の改正により課税限度額が全体で99万円まで引き上げられることとなり、このままでは政令で定める額との間に2段階の差が生じることから、平成30年の県単位化に伴い国の基準に合わせる方針に変更したことも踏まえ、政令で定める額まで引き上げることとします。

また、平成28年度の改定以後、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税率等は、課税限度額を除き据え置いてきましたが、特に介護納付金分については、必要額に対する不足の割合が高いことから税率等を引き上げ、基礎分については、限度額及び介護納付金分の引上げによる被保険者の負担増への影響を考慮し、財政調整基金も活用しながら、税率等を引き下げることにします。

【保険税率等の改定状況】

(単位：円)

年度	基礎(医療給付費)分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額	所得割税率	均等割額	平等割額
H20	7.25%	24,600	18,800	2.31%	6,700	5,100	1.65%	6,700	3,900
H21									
H22									
H23	6.65%	21,000	16,600	2.30%	6,600	5,000			
H24									
H25									
H26									
H27	6.60%			2.25%					
H28	7.69%	26,800	19,000	2.69%	9,400	6,700	1.92%	7,800	4,000
H29									
H30									
R元	7.59%								
R2(案)	7.49%	24,500	16,500				2.12%	8,500	4,400

【兵庫県による令和2年度標準保険料率本算定に係る標準保険料率等との比較】

区 分		現行	標準保険料率 (市町村算定方式)	激変緩和措置 なしと想定した率	令和2年度(案)
基礎分 (医療給付費分)	所得割税率	7.59%	7.64%	7.89%	7.49%
	均等割額	26,800円	24,733円	25,537円	24,500円
	平等割額	19,000円	17,439円	17,178円	16,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	3.08%	3.08%	2.69%
	均等割額	9,400円	9,801円	9,801円	9,400円
	平等割額	6,700円	6,910円	6,910円	6,700円
介護納付金分	所得割税率	1.92%	2.76%	2.96%	2.12%
	均等割額	7,800円	10,763円	11,567円	8,500円
	平等割額	4,000円	5,375円	5,863円	4,400円

ア 税率等及び課税限度額の改正

税率等については、下記のとおり改正することとし、課税限度額については、基礎分を63万円（現行：58万円）に、介護納付金分を17万円（現行：16万円）にそれぞれ引き上げ、後期高齢者支援金等分（現行：19万円）は据え置くこととします。

区 分		現行	令和2年度(案)	改正額(率)	影響率
基礎分 (医療給付費分)	所得割税率	7.59%	7.49%	△0.10%	△1.32%
	均等割額	26,800円	24,500円	△2,300円	△8.58%
	平等割額	19,000円	16,500円	△2,500円	△13.16%
	課税限度額	58万円	63万円	5万円	8.60%
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.69%		—
	均等割額	9,400円	9,400円		—
	平等割額	6,700円	6,700円		—
	課税限度額	19万円	19万円		—
介護納付金分	所得割税率	1.92%	2.12%	0.20%	10.42%
	均等割額	7,800円	8,500円	700円	8.97%
	平等割額	4,000円	4,400円	400円	10.00%
	課税限度額	16万円	17万円	1万円	6.25%

イ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる応益保険税の軽減措置について、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を5割軽減は28.5万円（現行：28万円）、2割軽減は52万円（現行：51万円）に引き上げることとします。

ウ 改正による影響額等

全体平均

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	85,434	83,195	△ 2,239	348	△ 2,460	△ 127	△2.62%
一般	85,434	83,195	△ 2,239	348	△ 2,460	△ 127	△2.62%
1世帯当り調定額	134,098	130,582	△ 3,516	545	△ 3,862	△ 199	△2.62%
一般	134,098	130,582	△ 3,516	545	△ 3,862	△ 199	△2.62%

(1) 基礎(医療給付費)分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	59,377	56,677	△ 2,700	325	△ 2,935	△ 90	△4.55%
一般	59,377	56,677	△ 2,700	325	△ 2,935	△ 90	△4.55%
1世帯当り調定額	93,198	88,960	△ 4,238	510	△ 4,607	△ 141	△4.55%
一般	93,198	88,960	△ 4,238	510	△ 4,607	△ 141	△4.55%

(2) 後期高齢者支援金等分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	20,877	20,845	△ 32	0	0	△ 32	△0.15%
一般	20,877	20,845	△ 32	0	0	△ 32	△0.15%
1世帯当り調定額	32,767	32,718	△ 49	0	0	△ 49	△0.15%
一般	32,767	32,718	△ 49	0	0	△ 49	△0.15%

(3) 介護納付金分

(単位:円)

	現行	改正	比較	限度額	税率	軽減	影響率
1人当り調定額	17,847	19,541	1,694	78	1,635	△ 19	9.49%
一般	17,847	19,541	1,694	78	1,635	△ 19	9.49%
1世帯当り調定額	21,108	23,111	2,003	92	1,934	△ 23	9.49%
一般	21,108	23,111	2,003	92	1,934	△ 23	9.49%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和2年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき見積もりました。

それぞれの総費用額は、

・一般被保険者	4,442,952千円	(前年度決算見込比	1.15%減)
・退職被保険者等	0千円	(〃 皆減)
合計	4,442,952千円	(〃 1.24%減)

1人当たり医療費は、

・一般被保険者	458,036円	(前年度決算見込比	0.63%増)
---------	----------	-----------	---------

・退職被保険者等	0円（	〃	皆減)
全体	458,036円（	〃	0.59%増)

と見込みました。

この結果、療養給付費を、3,250,465千円（前年度決算見込比0.97%減）と見積り、療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,320,974千円を計上しました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.76%、45,517千円を見込み、健康世帯表彰、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続き後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診（無料）と二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

また、国保保健指導事業として、特定健診未受診者への受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、5,263,000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

保険税については、改正保険税率等で算定し、医療給付費分の保険税総額は、539,258千円（一般：538,819千円、退職：439千円）と見込みました。
後期高齢者支援金分の保険税総額は、197,701千円と見込みました。
介護納付金分の保険税総額は、52,592千円と見込みました。

イ 国庫支出金

国民健康保険システム改修経費に関する国庫補助金について4,400千円計上しました。

ウ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、普通交付金（保険給付費に要する費用）を3,808,601千円、特別交付金（保険者努力支援交付金など）を201,704千円、合計4,010,305千円計上しました。

エ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、①保険基盤安定制度（低所得者の保険税軽減分の補填など）による繰入金244,906千円、②職員給与費等繰入金54,161千円、③出産育児一時金繰入金8,400千円、④財政安定化支援事業による繰入金58,171千円、その他

一般会計繰入金として⑤市単独支援額19,630千円と見積り、その総額を、
385,268千円と見込みました。

オ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額299,244千円のうち、58,000千円を繰り入れることとしました。

カ 以上により、歳入総額は、5,263,000千円と見積りました。

以上、令和2年度における本市国保事業の推進に当たっては、安定した国保制度の維持のため県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和元年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明
	現計予算額	決算見込額	比較			現計予算額	決算見込額	比較	
1 国民健康保険税	847,311	833,153	△ 14,158		1 総務費	58,959	58,068	891	総務管理費 55,102 徴税費 2,544 運営協議会費 422
医療給付費分 現年課税分	562,003	554,212	△ 7,791	一般 554,050 退職 162	2 保険給付費	3,724,522	3,823,268	△ 98,746	
医療給付費分 滞納繰越分	27,160	23,471	△ 3,689	一般 22,995 退職 476	療養給付費	3,259,475	3,282,286	△ 22,811	一般 3,277,136 退職 5,150
後期高齢者支援金分 現年課税分	197,642	194,986	△ 2,656	一般 194,928 退職 58	療養費	30,150	31,691	△ 1,541	一般 31,542 退職 149
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	9,176	10,522	1,346	一般 10,376 退職 146	審査支払手数料	8,653	9,156	△ 503	診療報酬審査支払いに要する経費
介護納付金分 現年課税分	47,839	46,910	△ 929	一般 46,870 退職 40	高額療養費	399,100	479,735	△ 80,635	一般 477,745 退職 1,990
介護納付金分 滞納繰越分	3,491	3,052	△ 439	一般 2,948 退職 104	移送費	100	100	0	一般 50 退職 50
2 一部負担金	2	0	△ 2		出産育児一時金	14,700	9,240	5,460	420千円 × 22件
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	出産育児一時金支払手数料	8	5	3	
4 県支出金	3,866,194	4,006,345	140,151		葬祭諸費	4,500	4,050	450	50千円 × 81件
県補助金	3,866,194	4,006,345	140,151	普通交付金 3,816,262 特別交付金 190,083	結核医療諸費	36	5	31	
5 財産収入	398	373	△ 25	財政調整基金収入 373	精神医療諸費	7,800	7,000	800	
6 繰入金	406,940	399,163	△ 7,777		3 国保事業費納付金	1,328,833	1,327,982	851	
一般会計繰入金	406,940	399,163	△ 7,777	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 173,642 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 91,249 職員給与費等繰入金 53,356 出産育児一時金繰入金 6,160 財政安定化支援事業繰入金 56,091 その他一般会計繰入金 18,665	医療給付費分	950,484	949,847	637	一般 948,872 退職 975
基金繰入金	0	0	0		後期高齢者支援金等分	287,768	287,555	213	一般 287,227 退職 328
7 繰越金	176,162	176,162	0	前年度繰越金(一般) 130,688 前年度繰越金(退職) 474 前年度繰越金(後期) 17,064 前年度繰越金(介護) 27,936	介護納付金分	90,581	90,580	1	
8 諸収入	12,953	16,253	3,300	延滞金 2,300 預金利子 0 第三者納付金 12,900 不当利得返納金 1,050 その他 3	4 保健事業費	46,117	36,987	9,130	健康世帯表彰関係 249 健康奨励関係 3,665 一般事務関係 140 医療費通知関係 2,469 後発医薬品差額通知関係 89 特定健康診査等事業 23,882 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,493
					5 公債費	500	200	300	一般公債費(利子) 200
					6 諸支出金	49,140	49,080	60	保険税還付金(一般、退職) 5,100 償還金 43,880 還付加算金(一般、退職) 100
					7 積立金	101,329	101,304	25	
					8 予備費	1,000	0	1,000	
歳入合計	5,310,400	5,431,889	121,489		歳出合計	5,310,400	5,396,889	△ 86,489	

剰余金見込額 35,000

令和2年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引			本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	789,551	847,311	△ 57,760		1 総務費	61,582	58,420	3,162	総務管理費 58,425 徴税費 2,748 運営協議会費 409
医療給付費分 現年課税分	515,740	562,003	△ 46,263	一般 515,739 退職 1	2 保険給付費	3,815,637	3,724,522	91,115	療養給付費 3,250,464 療養費 31,000 審査支払手数料 274
医療給付費分 滞納繰越分	23,518	27,160	△ 3,642	一般 23,080 退職 438	療養給付費	3,250,465	3,259,475	△ 9,010	一般 3,250,464 退職 1
後期高齢者支援金分 現年課税分	189,682	197,642	△ 7,960	一般 189,681 退職 1	療養費	31,001	30,150	851	一般 31,000 退職 1
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	8,019	9,176	△ 1,157	一般 7,888 退職 131	審査支払手数料	8,927	8,653	274	診療報酬審査支払いに要する経費
介護納付金分 現年課税分	49,526	47,839	1,687	一般 49,525 退職 1	高額療養費	501,001	399,100	101,901	一般 501,000 退職 1
介護納付金分 滞納繰越分	3,066	3,491	△ 425	一般 2,973 退職 93	移送費	100	100	0	一般 99 退職 1
2 一部負担金	2	2	0		出産育児一時金	12,600	14,700	△ 2,100	420千円 × 30件
3 手数料	440	440	0	督促手数料	出産育児一時金支払手数料	7	8	△ 1	
4 国庫支出金	4,400	0	4,400		葬祭諸費	4,500	4,500	0	50千円 × 90件
国庫補助金	4,400	0	4,400	国民健康保険システム改修事業補助金 4,400	結核医療諸費	36	36	0	
5 県支出金	4,010,305	3,866,194	144,111		精神医療諸費	7,000	7,800	△ 800	
県補助金	4,010,305	3,866,194	144,111	普通交付金 3,808,601 特別交付金 201,704 特別調整交付金(市町村分) 50,908 特定健康診査等負担金 11,820 保険者努力支援交付金 17,897 県繰入金2号分 121,079	3 国保事業費納付金	1,320,974	1,328,833	△ 7,859	医療給付費分 949,498 後期高齢者支援金等分 282,913 介護納付金分 0
6 財産収入	580	398	182	財政調整基金収入	医療給付費分	950,826	950,484	342	一般 949,498 退職 1,328
7 繰入金	443,268	448,701	△ 5,433		後期高齢者支援金等分	282,913	287,768	△ 4,855	一般 282,913 退職 0
一般会計繰入金	385,268	406,401	△ 21,133	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 158,590 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 86,316 職員給与等繰入金 54,161 出産育児一時金繰入金 8,400 財政安定化支援事業繰入金 58,171 その他一般会計繰入金 19,630	介護納付金分	87,235	90,581	△ 3,346	
基金繰入金	58,000	42,300	15,700		4 保健事業費	45,517	46,117	△ 600	健康世帯表彰関係 389 健康奨励関係 4,630 一般事務関係 900 医療費通知関係 2,555 後発医薬品差額通知関係 293 特定健康診査等事業 30,257 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,493
8 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子) 500
9 諸収入	14,453	12,953	1,500	延滞金 2,500 預金利子 1 第三者納付金 10,900 不当利得返納金 1,050 その他 2	6 諸支出金	17,210	16,210	1,000	保険税還付金(一般、退職) 5,100 償還金 11,950 還付加算金(一般、退職) 160
					7 積立金	580	398	182	
					8 予備費	1,000	1,000	0	
歳入合計	5,263,000	5,176,000	87,000		歳出合計	5,263,000	5,176,000	87,000	

一般分	4,891,060	4,782,598	108,462
退職分	1,792	15,053	△ 13,261
後期分	282,913	287,768	△ 4,855
介護分	87,235	90,581	△ 3,346

一般分	4,891,060	4,782,598	108,462
退職分	1,792	15,053	△ 13,261
後期分	282,913	287,768	△ 4,855
介護分	87,235	90,581	△ 3,346

令和2年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

歳 入							歳 出						
科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計	科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	515,739	1	189,682	49,526	754,948	総務費	総務管理費	58,425				58,425
	滞納繰越分	23,080	438	8,019	3,066	34,603		徴税費	2,748				
一部負担金		1	1			2	運営協議会費	409					409
手数料		440				440	療養給付費	3,250,464		1			3,250,465
国庫支出金	国保システム改修事業補助金	4,400				4,400	療養費	31,000		1			31,001
県支出金	普通交付金	3,808,597	4			3,808,601	審査支払手数料	8,927					8,927
	特別交付金	201,704				201,704	高額療養費	501,000		1			501,001
財産収入		580				580	移送費	99		1			100
一般会計繰入金	基盤・税軽減分	106,479		41,571	10,540	158,590	出産育児一時金	12,600					12,600
	基盤・保険者支援分	59,059		21,893	5,364	86,316	出産育児一時金支払手数料	7					7
	職員給与費等	54,161				54,161	葬祭諸費	4,500					4,500
	出産育児一時金	8,400				8,400	結核医療諸費	36					36
	財政安定化支援事業	58,171				58,171	精神医療諸費	7,000					7,000
	その他	19,630				19,630	国保事業費納付金	949,498	1,328				950,826
基金繰入金		16,615	898	21,748	18,739	58,000	医療給付費分			282,913		282,913	
繰越金		1				1	後期支援金等分				87,235	87,235	
諸収入	延滞金	2,400	100			2,500	介護納付金分						87,235
	預金利子	1				1	保健事業費	45,517					45,517
	第三者納付金	10,600	300			10,900	公債費	500					500
	不当利得返納金	1,000	50			1,050	諸支出金	16,750	460				17,210
	その他	2				2	積立金	580					580
予備費						1,000						1,000	
歳 入 合 計		4,891,060	1,792	282,913	87,235	5,263,000	歳 出 合 計		4,891,060	1,792	282,913	87,235	5,263,000
前 年 度		4,782,598	15,053	287,768	90,581	5,176,000	前 年 度		4,782,598	15,053	287,768	90,581	5,176,000
増 減		108,462	△ 13,261	△ 4,855	△ 3,346	87,000	増 減		108,462	△ 13,261	△ 4,855	△ 3,346	87,000

第4表

令和2年度 一般会計繰入金及び保険税算出基礎

1. 一般会計繰入金 (単位：千円)

区 分	金 額
(1) 保険基盤安定制度による繰入金	244,906
低所得者保険税軽減額 (医療給付費分)	106,479
低所得者保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	41,571
低所得者保険税軽減額 (介護納付金分)	10,540
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (医療給付費分)	59,059
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (後期高齢者支援金分)	21,893
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (介護納付金分)	5,364
(2) 職員給与費等繰入金	54,161
(3) 出産育児一時金繰入金 (420千円×30件) ×2/3	8,400
(4) 国保財政安定化支援事業による繰入金	58,171
保険税負担能力が低いことによる支援額	44,401
病床数が多いことによる支援額	0
年齢構成差による支援額	13,770
(5) その他一般会計繰入金	19,630
保健事業費分 (健康奨励事業)	4,630
市単独支援分/福祉医療波及増分	14,000
独自減免充充分	1,000
その他	0
小 計 [(2)+(3)+(4)+(5)]	140,362
繰入金合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)]	385,268

2. 保険税賦課総額 (一般分+後期分：一般) (単位：千円)

区 分	金 額
1 歳出総額	5,173,841
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)	4,060,694
3 歳入歳出不足額 (1-2)	1,113,147
<内訳>	
一般会計繰入額	369,364
基金繰入額	38,363
保険税所要額	705,420

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額 (単位：千円)

区 分	令和元年度 (当初) (a)	令和元年度 (決算見込)	令和2年度 (当初) (b)	当初比較 (%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (一般分+後期分：全体)	80,661	80,670	77,522	96.11
1世帯当たり保険税額 (一般分+後期分：全体)	129,134	126,471	121,678	94.23
1人当たり保険税額 (介護分：全体)	17,653	18,097	19,541	110.70
1世帯当たり保険税額 (介護分：全体)	22,204	21,555	23,111	104.09

第5表

世帯数・被保険者数の年次別推移

区分 年度	世帯数		被保険者数								
			一般被保険者			退職被保険者等			合計		
	年間平均数	前年比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比
29 (3月～2月)	世帯 6,601	% 96.20	人 10,483	% 96.21	% 98.10	人 203	% 50.50	% 1.90	人 10,686	% 94.58	% 100.00
30 (3月～2月)	6,459	97.85	10,216	97.45	99.33	69	33.99	0.67	10,285	96.25	100.00
元(見込) (3月～2月)	6,302	97.57	9,875	96.66	99.95	5	7.25	0.05	9,880	96.06	100.00
2(見込) (3月～2月)	6,180	98.06	9,700	98.23	100.00	0	0.00	0.00	9,700	98.18	100.00

第6表

診療費の年次別推移

区分 年度	一般被保険者					退職被保険者等					合計				
	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり
	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)
29 (3月～2月)	175,375	1,672.95	4,443,991	25,340	423,924	3,503	1,725.62	104,864	29,935	516,571	178,878	1,673.95	4,548,855	25,430	425,684
対前年比(%)	96.21	100.00	98.96	102.86	102.86	50.89	100.78	64.24	126.22	127.21	94.56	99.98	97.74	103.37	103.34
30 (3月～2月)	174,886	1,711.88	4,284,196	24,497	419,361	1,206	1,747.83	41,430	34,353	600,435	176,092	1,712.12	4,325,626	24,565	420,576
対前年比(%)	99.72	102.33	96.40	96.67	98.92	34.43	101.29	39.51	114.76	116.23	98.44	102.28	95.09	96.60	98.80
元(見込) (3月～2月)	166,913	1,690.26	4,494,672	26,928	455,157	152	3,040.00	4,073	26,796	814,600	167,065	1,690.94	4,498,745	26,928	455,339
対前年比(%)	95.44	98.74	104.91	109.92	108.54	12.60	173.93	9.83	78.00	135.67	94.87	98.76	104.00	109.62	108.27
2(見込) (3月～2月)	164,860	1,699.59	4,442,952	26,950	458,036	0	-	0	-	-	164,860	1,699.59	4,442,952	26,950	458,036
対前年比(%)	98.77	100.55	98.85	100.08	100.63	0.00	-	0.00	-	-	98.68	100.51	98.76	100.08	100.59

※ 令和2年度の費用額については、県から示された保険給付費額に基づき積算

国保制度における用語の解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和2年1月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 田 登	
	平 岡 登 美 子	
	平 岡 か ね 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	中 村 隆 彦	(一社)赤穂市医師会会長
	花 房 龍 生	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	釣 昭 彦	赤穂市議会議長
	家 入 時 治	赤穂市議会民生生活委員長
	沖 知 道	(会長) 赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和4年3月31日まで